

資料 1

23文科生第248号

中央教育審議会

認定を受けた通信教育の廃止について、社会教育法（昭和24年法律第207号）
第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

平成23年7月11日

文部科学大臣 高木 義 明



文部科学省認定社会通信教育 申請一覧

1. 廃止の申請(1法人2課程)

実施団体名	課程名	廃止の理由
社団法人 日本電気協会	第一種電気工事士講座	同分野における学習機会の多様化に伴う受講者数減少のため
	第二種電気工事士講座	同分野における学習機会の多様化に伴う受講者数減少のため

文部科学省認定社会通信教育 廃止申請について

社団法人 日本電気協会

(1) 法人の概要

- ①目的 電気関係事業の進歩発達を図り、産業の振興、文化の発展に寄与することを目的とする。
- ②設立年月日 大正10年10月14日
- ③所管官庁 経済産業省

(2) 廃止しようとする課程の概要①

- ①課程名 「第一種電気工事士講座」
- ②認定年月日 昭和42年3月25日
- ③修了期間 10ヶ月（希望者は10ヶ月の指導期間延長制度あり）
- ④通信教育の目的 第一種電気工事士試験の受験を目指す者及び「第二種電気工事士」より上級の電気技術の習得を目指す者に対応する
- ⑤廃止理由 同分野における学習機会の多様化に伴う受講者数減少のため
- ⑥受講者の措置 平成20年4月以降新規募集を停止しており、全ての受講生の学修期間は平成23年1月31日をもって終了している。
- ⑦廃止時期 許可され次第

(3) 廃止しようとする課程の概要②

- | | |
|------------|---|
| ①課 程 名 | 「第二種電気工事士講座」 |
| ②認 定 年 月 日 | 昭和23年9月20日 |
| ③修 了 期 間 | 9ヶ月（希望者は9ヶ月の指導期間延長制度あり） |
| ④通信教育の目的 | 第二種電気工事士試験の受験を目指す者及び日常の社会生活や職場の中で必要とされる電気の基礎知識の修得を目指す者に対応する |
| ⑤廃 止 理 由 | 同分野における学習機会の多様化に伴う受講者数減少のため |
| ⑥受講者の措置 | 平成20年4月以降新規募集を停止しており、全ての受講生の学修期間は平成22年9月30日をもって終了している。 |
| ⑦廃 止 時 期 | 許可され次第 |

通信教育について

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育
(社会教育法第49条)

[定義] 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。(社会教育法第50条)

文部科学省認定社会通信教育

学校、公益法人が実施主体となる。

○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2 (略)

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

学校、公益法人、営利法人、個人等が実施主体となる。

社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校または一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

平成23年6月現在、実施団体数は27団体、113課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

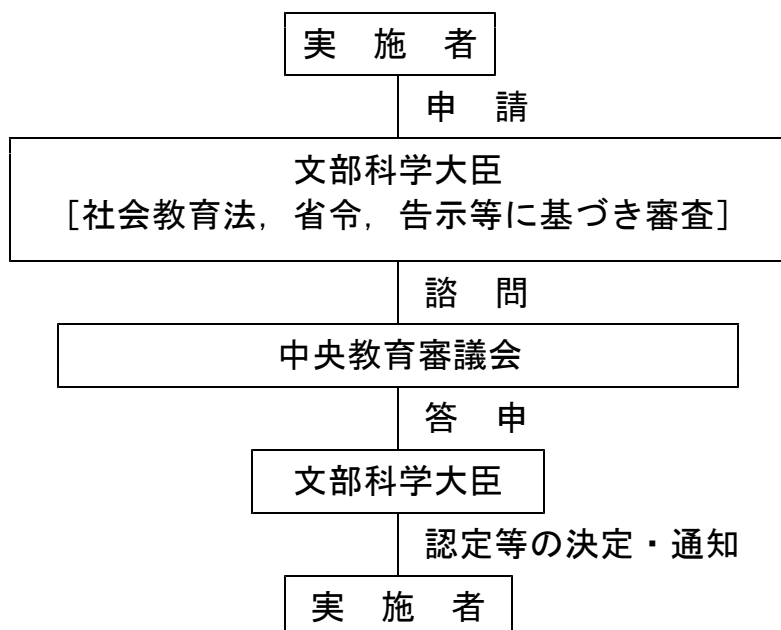
3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。条件変更、廃止の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区分	団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	9	37	38千人
技術系課程	7	31	3
生活技術・教養系課程	11	45	27
計	27	113	68

※団体数、課程数は平成23年6月現在。受講者数は平成22年の数。

4 社会通信教育の認定等の手続



文部科学省認定社会通信教育一覽

平成23年6月現在

	団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名	
	事務系(37課程)	1	(財)日本通信教育学園	3
	2	(財)実務教育研究所	5	現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース、編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3	(社)日本マネジメントスクール	3	ミドル・マネジメント・コース(基礎課程、実践編)、フォアマン・コース
	4	(財)日本生産性本部	3	生産性通信講座(初級コース、上級コース、実務コース)
	5	(学)川口学園	2	早稲田速記講座(速習課程、専門課程)
	6	(社)日本経営協会	10	企業会計講座(企業会計マスターコース)、現代経営講座(戦略管理者コース、管理者基礎コース、中堅社員実力養成コース)、経営実務講座(営業基礎コース、ビジネス文書速修コース、営業戦力化コース、民法入門コース、経済入門コース、労働法入門コース)
	7	(社)公開経営指導協会	1	POP広告実技講座
	8	(学)産業能率大学	7	新・生産管理基本コース、漢字能力検定2級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、生産管理者講座、生産経営者講座
	9	(財)日本経営教育センター	3	社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
技術系(31課程)	10	秋田大学工学資源学部	8	秋田大学工学資源学部通信教育講座(地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース、電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、材料工学専門コース)
	11	(社)日本電気協会	3	第二種電気工事士講座、第一種電気工事士講座、電験3種講座
	12	(財)国際文化カレッジ	11	自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、洋菓子講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座
	13	(財)中央工学校生涯学習センター	6	機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、宅地建物取引主任者講座、漢字検定ゼミナール
	14	(社)日本測量協会	1	測量教室測量士補講座
	15	(学)東京農業大学	1	造園製図コース
	16	(社)全国農協乳業協会	1	乳業製造技術通信教育
生活技術系(45課程)	17	(学)香川栄養学園	4	栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座(専門職業コース、専門料理コース、治療食コース)
	18	(学)文化学園文化服装学院通信教育部	2	文化服装通信講座(服装一般)、ファッション画講座上級コース(ファッション・デザイン画編)
	19	(学)杉野学園ドレメーカー学院	1	ドレメ通信教育講座
	20	(学)大塚学院大塚末子きもの学院	2	きもの通信教育講座(一般コース、上級コース)
	21	(学)清水学園・専門学校清水とき・きものアカデミー	1	現代きもの講座
	22	(財)日本英語検定協会	14	実用英語講座(1級、準1級、2級、準2級、3級、4級)、YOU CAN英語講座、日常オフィス英語講座、英語ルール60英語講座、英検対策講座(1級、準1級、2級、準2級、3級)
	23	(財)日本書道教育学会	5	書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	24	(財)日本音楽教育文化振興会	4	音楽講座(音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース)
	25	(学)日本放送協会学園	6	漢詩講座(風雅をよむ、自然をよむ)、古文書を読む・基礎、俳句入門、短歌入門、川柳入門
	26	(財)日本習字教育財団	4	書写技能基礎講座(楷書編、行書編)、書道臨書講座(【楷書I】、【楷書II】)
	27	(学)サンシャイン学園東京福祉保育専門学校	2	ホームヘルパー養成2級課程・通信コース、ホームヘルパー養成1級課程・通信コース

(合計 113課程)

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第二百八十号）
（分科会）

第五条 155 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（平成十九年二月六日中央教育審議会決定）
（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
以下略	